

第7号様式
(その1)

収 支 報 告 書



(平成 25 年分)

(平成 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 はなつとむろえんかい ちくまかい
上田市会後援会 千曲会
- 2 主たる事務所の所在地 上田市材木町 1-1-13
- 3 代表者の氏名 桂 圭司 宮下 茂
- 4 会計責任者の氏名 清水 昭 信

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	<u>清水 徳 重</u>
(電話)	<u>0268- 22 - 0321</u>

資金管理団体の指定の有無	
☐	有
☒	無
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>田 中 政</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(前職)</u>

25 年整理番号 8980

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額C (A+B)			十億			百万	9	3	3 ^千	9	1	8 ^円
(前年からの繰越額) A							9	3	3	9	1	8
(本年の収入額) B												0
支 出 総 額D							5	6	8	9	4	3
翌年への繰越額 (C-D)							3	6	4	9	7	5

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額			十億			百万			千			0 ^円
員 数												0 ^人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く)の区分	金 額										備 考
			十億			百万			千		円
(ア) 個 人 か ら の 寄 附										0	
(うち特定寄附)										0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政治団体からの寄附										0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)										0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)										0	
イ 政党署名寄附										0	
合 計 (ア+イ)										0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額										備 考
		十	百	千	万	千	百	十	万	千	百	
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費 a						3	6	0	0	0	0	
(2) 光 熱 水 費 b											0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c							1	7	0	5	5	
(4) 事 務 所 費 d						1	3	1	4	8	3	
小 計A (a + b + c + d)						5	0	8	5	3	8	
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費 e							6	0	4	0	5	
(2) 選 挙 関 係 費 f											0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 g (h + i + j + k)											0	
ア 機関紙誌の発行事業費 h											0	
イ 宣 伝 事 業 費 i											0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費 j											0	
エ そ の 他 の 事 業 費 k											0	
(4) 調 査 研 究 費 l											0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m											0	
(6) そ の 他 の 経 費 n											0	
小 計 B (e + f + g + l + m + n)							6	0	4	0	5	
合 計 A + B						5	6	8	9	4	3	

(備考) 1 g 欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		百万		千			円				
この頁の小計							0				
その他の支出				1	7	0	55				
合 計				1	7	0	55				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
家賃		百万	1	2	0	000	25.1.31	羽田 孜	東京都世田谷区成城2-8-17	
この頁の小計			1	2	0	000				
その他の支出				1	1	483				
合 計			1	3	1	483				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳						項目別区分 組織活動費 (会議費)			
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料		百万	5	2	千 640	円 25.5.22	(株) 御 牧	東御市 県 289-2	
この頁の小計			5	2	640				
その他の支出				7	765				
合 計			6	0	405				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 5 月 30 日

政治団体の名称 ~~日本共産党~~ 子山会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 清水昭信

①



（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平 26 年 5 月 27 日

千曲会

代表 宮下 茂殿

登録政治資金監査人

宮下 茂殿



登 録 番 号 第 2810 号

研修修了年月日 平成21年10月15日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、千曲会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、千曲会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 注19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

千曲会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、千曲会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間にいても、同様である。

以上